社会福祉法人綾東保育園綾 東 こ ど も 園

令和4年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和4年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各教育・保育給付認定保護者について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額(別紙参照)から、各教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考) 「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・子ども・子育て支援法(平成24 年法律第65 号)に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。
- ・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」(平成26年4月30日内閣府令第39 号)第14 条第1項 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならないこととなっているため、このたび令和4年度の実績を御報告するものです。

(あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)

令和4年度公定価格の額について

貴施設(事業)における令和4年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各教育・保育給付認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」(平成26年4月30日内閣府令第39号)第14条第1項 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならないことになっています。

(単位: 円)

認定区分		年齢区分	4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育(1号)	認定	3歳児	180,000	178,870	177,100	177,100	177,920	177,920	148,980	148,980	150,240	150,240	150,240	156,340
	心化	4歳児以上	163,790	162,660	160,890	160,890	161,710	161,710	132,770	132,770	134,030	134,030	134,030	140,130
保育(2 号、3号) 認定	短時間	-0歳児 -	201,260	205,350	205,410	205,350	201,260	204,190	208,200	208,200	208,200	204,180	204,180	221,150
	標準時間		208,970	213,220	213,280	213,220	208,970	212,060	216,070	216,070	216,070	211,890	211,890	228,860
	短時間	1、2歳児	123,070	125,570	125,630	125,570	123,070	124,410	128,420	128,420	128,420	125,990	125,990	142,960
	標準時間		130,780	133,440	133,500	133,440	130,780	132,280	136,290	136,290	136,290	133,700	133,700	150,670
	短時間	3歳児	68,280	69,660	69,720	69,660	68,280	68,500	72,510	72,510	72,510	71,200	71,200	88,170
	標準時間		75,990	77,530	77,590	77,530	75,990	76,370	80,380	80,380	80,380	78,910	78,910	95,880
	短時間	-4、5歳児 -	52,910	53,980	54,040	53,980	52,910	52,820	56,830	56,830	56,830	55,830	55,830	72,800
	標準時間		60,630	61,850	61,910	61,850	60,630	60,690	64,700	64,700	64,700	63,550	63,550	80,520

^{*}上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。